

福祉行政のあらまし

令和5年度版



愛知県新城設楽福祉相談センター

目 次

第1 新城設楽福祉相談センターの概況

1 管内の概況.....	1
2 管内の人口等（人口、世帯数、面積、人口の推移、管内図）.....	2
3 沿革.....	3
4 組織及び事務分掌.....	4
（1）組織.....	4
（2）事務分掌.....	4
（3）機能【参考】事業別所管地域.....	5

第2 地域福祉課の業務

1 生活保護.....	6
2 生活困窮者自立相談支援事業.....	7
3 行旅病人及び行旅死亡人.....	7
4 民生委員・児童委員.....	7
5 家庭児童相談室.....	8
6 東三河北部圏域保健医療福祉推進会議.....	9
7 高齢者福祉.....	10
（1）介護保険制度.....	10
（2）管内の状況.....	11
8 児童福祉.....	13
9 ひとり親家庭への支援.....	14
（1）母子・父子自立支援員の設置.....	14
（2）母子父子寡婦福祉資金の貸付.....	15
（3）母子・父子家庭自立支援給付金の支給.....	16
（4）高卒認定試験合格支援給付金.....	17
（5）児童扶養手当の支給.....	17
（6）愛知県遺児手当の支給.....	18
10 障害者（児）福祉.....	20
（1）各手帳所持状況.....	20
（2）特別児童扶養手当の支給.....	21
（3）特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給.....	22
（4）在宅重度障害者手当の支給.....	23
（5）心身障害者扶養共済制度.....	23
（6）障害保健福祉圏域会議.....	24
（7）障害福祉サービスの実績.....	25
11 女性相談センター新城設楽駐在室.....	26

第3 児童育成課の業務

【児童相談の状況】	28
1 相談の種類	28
2 相談・指導等の状況	29
(1) 相談種類別受付件数	29
(2) 相談種類別対応件数	30
(3) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	30
3 一時保護の状況	31
4 児童福祉施設等への入所状況	31
5 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況	31
(1) 里親への委託状況	31
(2) 管内里親登録状況	32
(3) 里親への支援	32
(4) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況	32
6 児童措置費負担金徴収状況	32
7 養護相談の状況	33
(1) 理由別対応件数	33
(2) 虐待相談の状況	33
(3) 虐待対応関連事業	34
8 障害相談の状況	35
(1) 療育手帳の交付状況	35
(2) 判定書、診断書等の発行状況	35
(3) 障害児等療育支援事業への援助	35
9 非行相談、育成相談の状況	35
【障害者相談の状況】	36

【表章記号(表の数字表記について)】

- ・ 記入漏れがないことを認知させるため、原則として空欄は避け、次のとおり入力しています。
数値のない場合は「-([半]ハイフン)」
数値がありえない場合は「…[三点リーダ]」
- ・ 小数点以下は、原則として小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記しています。
ただし、表内の全ての値が一の位しかない場合は、小数点第3位を四捨五入します。

第1 新城設楽福祉相談センターの概況

1 管内の概況

《地勢・気候・産業》

新城設楽福祉相談センターの所管する新城市、北設楽郡は、愛知県の東北部に位置し、北は長野県に、東は静岡県に接している。管内の北東部は天竜川、中央部は豊川、北西部は矢作川の流域からなり、これらに注ぐ数多くの支流と木曾赤石山系の標高 300～1,400 メートルの山々が峰を連ね、変化に富んだ地形となっており、県内最高峰の茶臼山、奇岩林立する鳳来寺山など自然景観に恵まれた風光明媚な景勝地が各所に点在している。

気候は、北設楽郡において、冬季に平均気温が1度以下となる地域もあるが積雪は少なく、冬寒く夏涼しい。一方、新城市においては、平均気温が15度と北設楽郡より3～4度ほど高く管内の温度差が大きい。また、年間降水量は、1,500～2,400ミリと県内でも雨の多い地域であるため、東三河一帯の水源かん養地域となっているとともに、豊富な雨量は林木の成育に適しており、県内有数の林業地帯を形成している。

管内の主要産業は、稲作、野菜、花き、茶、果樹、畜産などの農業、木材資源を基盤とする林産業、ニジマス・アマゴなどの養殖漁業、天竜奥三河・愛知高原国定公園を始めとした観光・レクリエーション産業、また、内陸工業地域の整備による進出企業活動等であり、地域の特性をふまえた産業の振興が図られている。

《交通》

公共交通機関は、豊橋からJR飯田線が新城市を経て東栄町の東南端を走っているほか、民営及び市町村営バスも運行されているものの、バス路線の大部分は1日数往復の不採算路線であり、公費による補助により確保されてはいるが、山間部での住民の足は自家用車に依存するところが多い。

平成28年2月に新東名高速道路の豊田東JCTから浜松いなさJCT間が開通し、新城ICが設置され、また、平成24年3月に三遠南信自動車道の浜松いなさJCTから鳳来峡IC間が開通し、今後、平成31年3月に供用開始された東栄ICまで延伸する予定である。これらの高規格幹線道路は、地域の活性化に貢献する“交流の道”、医療サービス・救命率の向上に資する“命の道”、安全・安心な地域ネットワークを構築する“安全の道”として期待されている。

《人口》

管内の人口は、前年と比較すると、全市町村で減少しており、当センター全体で1.79%の減少である。高齢化率は令和4年10月現在39.6%で県平均(25.6%)を大幅に上回っている。

2 管内の人口等

(令和4年10月1日現在)(単位:世帯、人、%、km²)

	人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		世帯数	面積
		人口	割合	人口	割合	人口	割合		
新城市	42,880	4,396	10.3	22,488	52.4	15,996	37.3	16,636	499.23
北設楽町	4,167	306	7.3	1,683	40.4	2,178	52.3	1,765	273.94
設楽町	2,753	225	8.2	1,098	39.9	1,430	51.9	1,240	123.38
楽豊根村	943	71	7.5	373	39.6	499	52.9	417	155.88
郡計	7,863	602	7.7	3,154	40.1	4,107	52.2	3,422	553.20
計	50,743	4,998	9.9	25,642	50.5	20,103	39.6	20,058	1052.43
愛知県全体	7,497,521	948,119	12.6	4,629,686	61.8	1,919,716	25.6	3,293,208	5,169.91

(注) 人口は、あいちの人口(県民生活部統計課)による推計数値

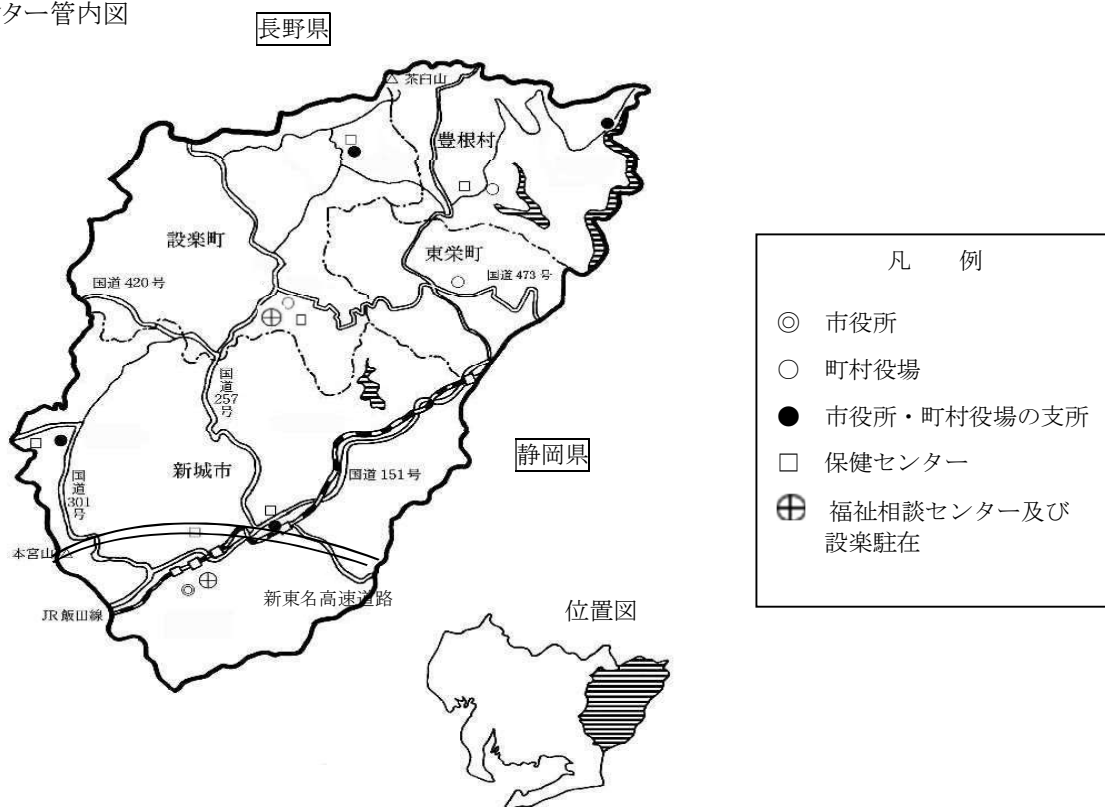
人口の推移

(単位:人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
新城市	54,602	53,603	52,178	49,864	47,133	44,355
北設楽町	7,599	6,959	6,306	5,769	5,074	4,437
設楽町	5,124	4,717	4,347	3,757	3,446	2,942
楽豊根村	1,722	1,629	1,517	1,336	1,135	1,017
郡計	14,445	13,305	12,170	10,862	9,655	8,396
合計	69,047	66,908	64,348	60,726	56,788	52,751
愛知県	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,483,128	7,542,415

(注) 国勢調査(各年10月1日現在)

新城設楽福祉相談センター管内図



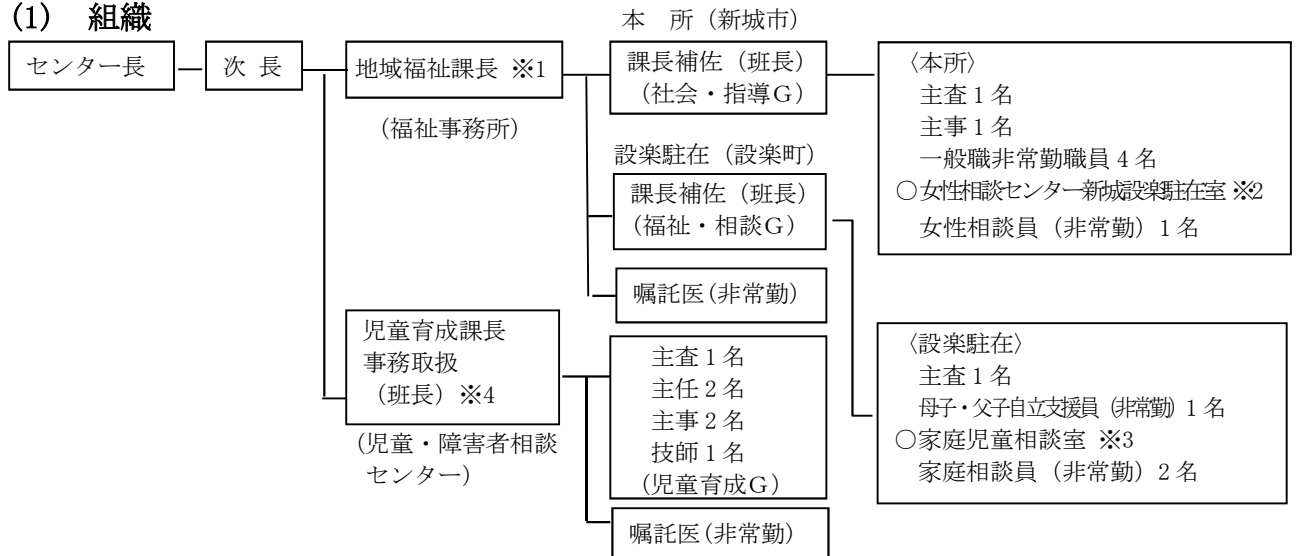
3 沿革

年月日	旧 新城事務所	旧 設楽事務所	旧 児童相談所
昭和23年6月30日			豊橋地方児童相談所設置 □管轄区域【東三河全域】 ■位置 豊橋市中八町元連隊内
昭和26年7月18日			豊橋市松山町37 新築移転
昭和26年9月1日	八楽地方事務所に民生課設置 □管轄区域【南設楽郡、八名郡】 ■位置 新城市字東入船118	北設楽地方事務所に民生課設置 □管轄区域【北設楽郡】 ■位置 設楽町大字田口字小貝津6-1	
昭和27年5月27日			豊橋児童相談所に名称変更
昭和30年11月10日	新城事務所に名称変更	田口事務所に名称変更	
昭和31年9月30日	管轄区域を南設楽郡に変更	設楽事務所に名称変更	
昭和33年11月1日	新城市制施行 □管轄区域【新城市、南設楽郡】		
昭和37年11月27日		設楽総合庁舎 新築 ■位置 設楽町大字田口字小貝津6-2	
昭和37年12月6日	新城総合庁舎 新築・移転 ■位置 新城市字石名号20-1		
昭和43年3月30日			豊橋市瓦町通1-84-3 新築移転
昭和54年4月1日			豊橋児童相談所出張相談所設置 ■位置 新城市川路字連吾25 新城市おおぞら園内
平成14年4月1日	(地方機関再編による統合) 新城設楽事務所健康福祉課設置 □管轄区域【新城市、北設楽郡(稲武町除く)、南設楽郡】 ■位置 新城市字石名号20-1(新城総合庁舎内) 福祉・相談グループ(設楽駐在)設置 ■位置 設楽町田口字向木屋28-2(新城保健所設楽支所内)		(地方機関再編による) 新城設楽児童相談センター設置 □管轄区域【同左】 ■位置 新城市字中野6-1 (新城保健所庁舎内2階)
平成17年10月1日	鳳来町・作手村(南設楽郡)が新城市と合併したことに伴う 管轄区域変更 □管轄区域【新城市、北設楽郡】		同左
平成20年4月1日	新城設楽福祉相談センター設置(地方機関再編による名称及び体制の変更) □管轄区域【新城市、北設楽郡】 ■位置 新城市字中野6-1(新城保健所庁舎内) ○課名 地域福祉課(社会・指導グループ、福祉・相談グループ(設楽駐在)) 児童育成課		
平成27年3月16日	設楽駐在を新城設楽建設事務所設楽支所内へ移転 ■位置 設楽町田口字川原田6-18(新城設楽建設事務所設楽支所内)		

4 組織及び事務分掌

(令和5年4月1日現在)

(1) 組織



※1 次長は地域福祉課長を兼務

※2 女性相談センター新城設楽駐在室長はセンター長が兼務

※3 家庭児童相談室長は次長、室次長は課長補佐（福祉・相談G）が兼務

※4 児童育成課長はセンター長が事務取扱

(2) 事務分掌（愛知県行政組織規則第二十五条第5項）

【地域福祉課】

- ・ 文書及び公印の管守に関する事。
 - ・ 職員の人事及び福利厚生に関する事。
 - ・ 予算、会計及びその他庶務に関する事。
 - ・ 附属設備及び物品の保安全管理に関する事。
 - ・ 民生委員及び児童委員に関する事。
 - ・ 生活保護に関する事。
 - ・ 生活困窮者自立支援に関する事。
 - ・ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
 - ・ 戦没者遺族等の援護に関する事。
 - ・ 中国残留邦人等の援護に関する事。
 - ・ 児童、母子家庭及び父子家庭並びに女性の福祉に関する事。
 - ・ 高齢者の福祉に関する事。
 - ・ 介護保険に関する事。
 - ・ 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事。
 - ・ 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関する事。
 - ・ 福祉事務所の業務に関する事。
 - ・ その他社会福祉に関する事。
 - ・ 他の課の主管に属さない事。
- [嘱託医 生活保護法による医療扶助の適正実施に関する事。]

【児童育成課】

- ・ 児童の相談に関する事。
 - ・ 児童及びその家庭に係る必要な調査及び社会学的な判定指導に関する事。
 - ・ 障害児入所給付費の支給の決定及び取消しに関する事。
 - ・ 児童福祉法第26条及び第27条の規定による措置及び指導に関する事。
 - ・ 里親委託後の指導に関する事。
 - ・ 施設入所後の家庭並びに施設退所後の児童及び家庭の指導に関する事。
 - ・ 児童及びその家庭に係る医学的、心理学的、教育的及び精神保健上の判定指導に関する事。
 - ・ 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導に関する事。
 - ・ 児童・障害者相談センターの業務に関する事（前各号に掲げる事務に関するものに限る。）
- [嘱託医 児童の精神医学的診断に関する事。]

※ [] は規則では規定のない事務

(3) 機能

	課名	機関名	根拠法令等
新城設楽福祉相談センター	地域福祉課	福祉事務所	社会福祉法（昭和26年度法律第45号）第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所
	児童育成課	児童相談所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関
		身体障害者更生相談所 （一部機能）	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条に基づき、身体障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関
		知的障害者更生相談所 （一部機能）	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に基づき、知的障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関

【参考】事業別所管地域

主な事業\地域	設楽町	東栄町	豊根村	新城市	豊川市	蒲郡市	田原市
生活保護に関すること	○	○	○				
生活困窮者自立相談支援事業に関すること	○	○	○				
民生委員・児童委員に関すること	○	○	○	○（選任は除く）			
家庭児童の相談に関すること	○	○	○				
高齢者福祉に関すること	○	○	○	○			
児童福祉に関すること	○	○	○	○			
母子及び父子並びに寡婦等の支援に関すること	○	○	○				
母子・寡婦福祉金の貸付償還事務に関すること	○	○	○	○	○	○	○
児童扶養手当の支給関係事務に関すること	○	○	○				
遺児手当の支給関係事務に関すること	○	○	○	○			
障害者（児）の福祉に関すること	○	○	○	○			
療育手帳交付事務に関すること（18歳未満の者）	○	○	○	○			
特別児童扶養手当の支給関係事務に関すること	○	○	○	○			
特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給関係事務に関すること	○	○	○				
在宅重度障害者手当の支給関係事務に関すること	○	○	○	○			
女性相談に関すること	○	○	○	○			
女性相談センター等への一時保護事務に関すること	○	○	○				
児童及び障害者の相談に関すること	○	○	○	○			

第2 地域福祉課の業務

1 生活保護

生活保護法（昭和25年法律第144号）は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもので、①生活扶助②教育扶助③住宅扶助④医療扶助⑤介護扶助⑥出産扶助⑦生業扶助⑧葬祭扶助の8種類がある。

(1) 世帯類型別保護状況（保護停止中を含む。）

（令和5年4月1日現在）（単位：世帯、人、％）

区分	被保護世帯										被保護人員	人口	保護率
	単身世帯				2人以上世帯								
	高齢者	障害者	傷病者	その他	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	計			
設楽町	3	4	2	2	-	-	1	-	2	14	17	4,059	0.42
東栄町	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	2,714	0.11
豊根村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	926	-
計	6	4	2	2	-	-	1	-	2	17	20	7,699	0.26

（注）人口は、あいちの人口（県民生活部統計課）による数値

(2) 保護の基準

生活保護法による保護基準は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等に応じて厚生労働大臣が定めている。

(3) モデル世帯の最低生活費（住宅扶助を除く） ※令和5年4月1日現在

- 33歳夫・29歳妻・4歳子の3人世帯 ※冬季加算除く 児童養育加算含む
 ・設楽町、東栄町【3級地-1】 ————— 140,990円（名古屋市156,990円）
 ・豊根村【3級地-2】 ————— 137,860円
- 68歳の単身世帯 ※冬季加算除く
 ・設楽町、東栄町【3級地-1】 ————— 66,640円（名古屋市76,880円）
 ・豊根村【3級地-2】 ————— 65,220円

〔保護率〕

（単位：％）

区分	国	県	管内
平成27年4月	1.70	0.59	0.23
平成28年4月	1.69	0.59	0.22
平成29年4月	1.68	0.58	0.25
平成30年4月	1.66	0.57	0.31
平成31年4月	1.65	0.56	0.30
令和2年4月	1.64	0.55	0.21
令和3年4月	1.63	0.52	0.26
令和4年4月	1.62	0.52	0.26
令和5年4月	1.62	0.54	0.25

（注）愛知県は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市（令和3年4月から）を除く市町村の平均

2 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を実施し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行っている。

【相談件数等】

令和 4 年度（単位：件）

相談件数			法に基づく事業等利用件数				その他利用件数		効果	
新規受付	延件数	プラン作成	住居確保給付金	一時生活支援	就労支援	その他	フードバンク 活用支援	生活困窮者 法律相談支援	就職	増収
6	14	-	-	-	-	-	3	4	-	-

3 行旅病人及び行旅死亡人

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、管内市町村が取り扱った行旅死亡人等の実費弁償に要する経費を県が負担することにより、円滑な行旅死亡人等の取り扱いを行なっている。

負担率：10/10（生活保護基準を適用）

【実施状況】

（単位：件、円）

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	-	2	1	1
金 額	-	243,973	161,000	234,601

4 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的とし、市町村の区域におかれている民間奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱され、現在の任期は令和 4 年 12 月 1 日から 3 年間となっている。

その職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じ、その更生を援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助ける等極めて広範囲に及んでいる。

また、児童福祉法第 16 条の規定により児童委員を兼ねることとなっており、児童福祉の増進にも重要な機能を果たしている。

主任児童委員は、児童委員活動の一層の推進を図ることを目的に、平成 6 年 1 月 1 日から設置され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童委員と一体となった活動を行なっている。

民生委員・児童委員数

（令和 5 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	新城市	設楽町	東栄町	豊根村	合 計
民 生 委 員	121	28	20	8	177
主任児童委員（再掲）	(12)	(2)	(2)	(1)	(17)

- ・活動費用弁償費 年額 60,200 円
- ・市町村民生委員協議会に活動費交付金を交付している。

5 家庭児童相談室

昭和 39 年 4 月 1 日に家庭児童相談室が設置されて以来、家庭における児童養育、その他家庭児童の福祉向上を図るため、児童委員、学校、保育所、児童相談所、保健所等関係機関と連絡を密にし、北設楽郡管内 3 町村の要保護家庭の発見に努め、相談指導にあたっている。

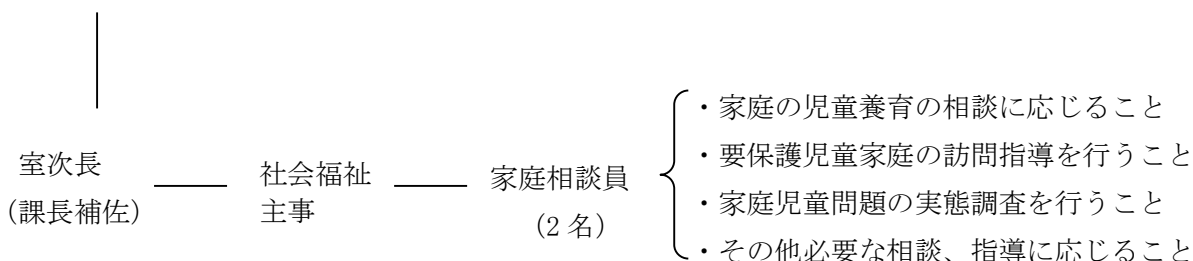
また、町村が実施する乳幼児健康診査、子育て教室、園庭開放、民生委員協議会等にも参加し、情報交換を行なっている。

(1) 職員の配置状況

現職員数 2 名（兼務）、非常勤職員数 2 名（家庭相談員）

(2) 組織図

室長（次長兼地域福祉課長）



※室長（次長兼地域福祉課長）は、本所で勤務

※室次長（課長補佐）、社会福祉主事、家庭相談員は設楽駐在勤務

家庭相談員相談指導延件数

（令和 4 年度）（単位：件）

区分	性格・生活習慣	知能・技能	学校生活等			非 行	家族関係		環境福祉	心身障害	その他	計
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
北設楽郡	20	51	-	-	-	-	-	25	-	23	23	142

6 東三河北部圏域保健医療福祉推進会議

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領に定めるとおり、東三河北部圏域で実施する保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関相互の連絡調整を行なうことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として開催する。

○対象地域 新城市、北設楽郡

○構 成 員 市町村の代表、医師会の代表、歯科医師会の代表、薬剤師会の代表、及びその他要領に定められた各関係機関の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を構成員としてその都度招集する。

○事 務 局 新城保健所、新城設楽福祉相談センター

《開催状況》

(令和4年度)

会 議 内 容	
開催日	① 第1回 令和4年10月7日(金) ② 第2回 令和5年1月23日(月)
開催方法	①新城保健所 会議室 ②新城設楽振興事務所 第1会議室
構成員	新城市医師会長始め18人
議 事	① 第1回 ・東三河北部医療圏の今後のあり方について ・愛知県保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について ② 第2回 ・東三河北部医療圏の今後のあり方について ・愛知県保健医療計画の見直しについて ・愛知県保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について

7 高齢者福祉

愛知県では、高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「高齢者保健福祉計画」(平成12年3月第1期)を策定し、各種事業を積極的に推進している。

なお、令和3年3月には、第7期計画の評価の上に、必要な見直しを行い、「高齢者の自立と自己実現を地域で支える健康福祉」を基本理念とする「第8期愛知県高齢者健康福祉計画」を策定した。

また、同計画に定める11の老人福祉圏域のうち、東三河北部圏域(1市2町1村)を当センターが所管している。

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、高齢化の進展とともに、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年4月に開始された。介護保険事業の運営主体(保険者)は、市町村となっていたが、急激な高齢化の進展による介護給付費の増加等の課題に地域全体で対応していけるよう、地域資源の効果的な活用、介護保険事務の効率的な処理、広域的なサービス提供体制の確立等を目的として、平成30年4月に東三河全市町村の運営主体は1つに統合され、東三河広域連合が運営主体となった。

当センター及び東三河福祉相談センターは、共同して東三河広域連合に対し保険者指導を実施している。

月額保険料の状況【第1号被保険者】

(単位：円、%)

区 分		月額保険料		保険料基準額の 伸び率
		第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)	
新 城 市		5,213	4,990	△4.3
北 設 楽 郡	設楽町	5,125		△2.6
	東栄町	4,825		3.4
	豊根村	5,418		△7.1
東三河広域連合		4,906		1.7
愛 知 県	平均	5,526	5,732	3.7
	県内最高額	6,391	6,642	—
	県内最低額	4,040	4,309	—

(注) 1 「第7期」のうち、市町村分は「第7期東三河広域連合介護保険事業計画」による数値、また東三河広域連合分及び愛知県分は厚生労働省「第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」による数値

2 「第8期」のうち、市町村分及び東三河広域連合分は「第8期東三河広域連合介護保険事業計画」による数値、また愛知県分は厚生労働省「第8期介護保険事業計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込量等について」による数値

なお、市町村分について、「第8期」から保険料を統一としている。

3 第1号被保険者：65歳以上の介護保険被保険者

(2) 管内の状況

ア 介護保険認定状況

(令和4年10月末現在)(単位:人、%)

区分	総人口	65歳以上人口	高齢化率	介護保険認定者数	第1号被保険者認定者数	出現率	
新城市	42,880	15,996	37.3	2,863	2,816	17.6	
北設楽郡	設楽町	4,167	2,178	52.3	541	536	24.6
	東栄町	2,753	1,430	51.9	297	294	20.6
	豊根村	943	499	52.9	111	109	21.8
	郡計	7,863	4,107	52.2	949	939	22.9
合計	50,743	20,103	39.6	3,812	3,755	18.7	
愛知県	7,497,521	1,919,716	25.6	336,867	329,689	17.2	

- (注) 1 人口は、愛知県県民生活部統計課「あいちの人口」による数値(令和4年10月1日現在)
 2 介護保険認定者数及び第1号被保険者認定者数のうち各市町村の数値は、東三河広域連合からの報告による数値
 3 介護保険認定者数及び第1号被保険者認定者数のうち愛知県の数値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」(暫定)(令和4年10月分)による数値
 4 出現率は、65歳以上人口に対する第1号被保険者認定者数の割合

イ 介護度別認定者数

(令和4年10月末現在)(単位:人、%)

区分	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計	
新城市	468	520	988	612	414	309	339	201	1,875	2,863	
北設楽郡	設楽町	108	78	186	94	73	71	74	43	355	541
	東栄町	35	54	89	67	37	42	45	17	208	297
	豊根村	22	18	40	16	19	12	16	8	71	111
	郡計	165	150	315	177	129	125	135	68	634	949
合計	633	670	1,303	789	543	434	474	269	2,509	3,812	
(割合)	16.6	17.6	34.2	20.7	14.2	11.4	12.4	7.1	65.8	100	
愛知県	48,436	58,578	107,014	62,025	56,328	44,481	40,805	26,214	229,853	336,867	

- (注) 1 各市町村の数値は、東三河広域連合からの報告による数値
 2 愛知県の数値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」(暫定)(令和4年10月分)による数値

ウ 老人福祉施設等設置数

(令和5年6月1日現在)(単位:カ所)

区分	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム(ケアハウス)
新城市	4(1)	2	2	1	2
設楽町	1	-	-	1	-
東栄町	1	-	-	-	-
豊根村	-	1	-	-	-
計	6(1)	3	2	2	2

- (注) 1 下記表「(4) 老人福祉施設等設置状況」を基に作成
 2 介護老人福祉施設のうち、(1)は地域密着型施設を再掲

エ 老人福祉施設等設置状況

(令和5年6月1日現在)

種 類	施設名	設置者	定員	施設所在地 (市町村)
介 護 老 人 福 祉 施 設 (特別養護 老人ホーム)	麗楽荘	(社福)一誠福社会	84	新城市
	くるみ荘	(社福)鳳寿会	80	新城市
	奇楽荘 ※	(社福)一誠福社会	29	新城市
	翠華の里	(社福)中部盲導犬協会	100	新城市
	愛厚ホーム設楽苑	(社福)愛知県厚生事業団	100	設楽町
	やまゆり荘	(社福)明峰福社会	80	東栄町
介 護 老 人 保 健 施 設	新城介護老人保健施設 サマリヤの丘	(医)双樹会	80	新城市
	介護老人保健施設鳳来 ケアセンター	(医)社団誠淳会	100	新城市
	介護老人保健施設豊根 ケアセンター	(医)社団誠淳会	63	豊根村
介 護 医 療 院	今泉病院	(医)寿泉会今泉病院	60	新城市
	星野病院	(医)星野病院	35	新城市
養 護 老 人 ホ ー ム	寿楽荘	新城市	50	新城市
	宝泉寮	設楽町	50	設楽町
軽 費 老 人 ホ ー ム (ケアハウス)	ケアハウスビラほうらい	(社福)鳳寿会	30	新城市
	ケアハウス和光ハイム	(社福)一誠福社会	20	新城市

(注) 1 愛知県「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」を基に作成

2 (社福)は社会福祉法人、(医)は医療法人の略

3 ※は地域密着型施設

オ 高齢者福祉施策

・敬老祝い品の贈呈事業

老人の日にちなみ、多年にわたり社会の発展に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、数え100歳の高齢者に敬老祝い品を贈呈する。(事業開始：平成22年度)

贈呈対象者数

(令和4年度)(単位：人)

新城市	設楽町	東栄町	豊根村	合 計
29	6	6	-	41

(注) 当センター調べ

8 児童福祉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童憲章（昭和 26 年）の制定によって、全ての児童を心身ともに育成し、愛護するという児童福祉の基本理念が確立されて以来、この理念を基調として児童福祉に関する施策を推進している。

(1) 保育所の設置状況と入所率

保育所は、保護者の労働や疾病などにより、家庭で保育することができない乳幼児を入所させ、保護者に代わって保育を行うことにより、児童の福祉を図っている。

保育所の設置状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在) (単位:人、%)

市町村	公立/ 私立	こども園名・保育所名	入 所 状 況		
			定 員	入所現員	入所率
新城市 公立 15 私立 2	公	新城こども園	110	81	73.6
	公	城北こども園	160	129	80.6
	公	千郷東こども園	130	95	73.1
	公	千郷中こども園	90	60	66.7
	公	千郷西こども園	150	93	62.0
	公	東郷東こども園	60	33	55.0
	公	東郷中こども園	110	31	28.2
	公	東郷西こども園	150	104	69.3
	公	舟着こども園	45	20	44.4
	公	八名こども園	150	105	70.0
	公	長篠こども園	100	58	58.0
	公	鳳来こども園	40	14	35.0
	公	山吉田こども園	45	18	40.0
	公	大野こども園	90	25	27.8
	公	作手こども園	90	39	43.3
私	ママサポート 子いづみや	10	9	90.0	
私	つばさ保育園	12	7	58.3	
設楽町 公立 3 私立 1	公	名倉保育園	30	15	50.0
	公	清嶺保育園	30	9	30.0
	公	津具保育園	30	14	46.7
	私	田口宝保育園	30	22	73.3
東栄町 公立 1	公	とうえい保育園	90	55	61.1
豊根村 公立 1	公	杉の子保育園	30	18	60.0
合 計		公立 20 か所、私立 3 か所	1,782	1,054	59.1

9 ひとり親家庭への支援

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦からの相談等に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っている。

(1) 母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員1名を配置し、管内3町村を担当している。

なお、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付・償還事務は、管内3町村と豊橋市（中核市）を除く東三河地域の各市（豊川市、蒲郡市、田原市、新城市）を所管している。

相談指導状況

（令和4年度）（単位：件、％）

相談指導状況				（令和4年度）（単位：件、％）				
区 分		延件数	構成比	区 分		延件数	構成比	
生活一般	住 宅	—	—	経済的支援・生活援護	母子福祉資金	貸付	—	—
	医療・健康	—	—			償還	20	80.0
	家庭紛争	1	4.0		父子福祉資金	貸付	—	—
	就 労	—	—			償還	—	—
	結 婚	—	—		寡婦福祉資金	貸付	—	—
	養 育 費	1	4.0			償還	—	—
	借 金	—	—		公 的 年 金		—	—
	そ の 他	1	4.0		児童扶養手当		—	—
	小 計	3	12.0		生活 保 護		—	—
児 童	養 育	1	4.0		税		—	—
	教 育	1	4.0	そ の 他		—	—	
	非 行	—	—	小 計		20	80.0	
	就 職	—	—	そ の 他	売店設置（法第25条）		—	—
	そ の 他	—	—		たばこ販売（法第26条）		—	—
	小 計	2	8.0		母子世帯向公営住宅		—	—
					母子生活支援施設		—	—
					小 計		—	—
				合 計		25	100.0	

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付を行っている。

(事業開始 母子福祉資金…昭和 28 年度 寡婦福祉資金…昭和 44 年度 父子福祉資金…平成 26 年度)

区 分	貸 付 対 象
母子福祉資金	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子、又はその扶養している 20 歳未満の児童及び 20 歳以上の子等、20 歳未満の父母のいない児童
父子福祉資金	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子、又はその扶養している 20 歳未満の児童及び 20 歳以上の子等
寡婦福祉資金	かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦）、又はその扶養している 20 歳以上の子等、40 歳以上の配偶者のない女子で母子家庭の母及び寡婦以外のもの
貸付の種類 (12 種類)	事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金

令和 4 年度貸付実績なし

(3) 母子・父子家庭自立支援給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、就職に役立つ技能や資格の取得のための講座の受講及び各種学校等の養成機関で修業する場合に給付金を支給し、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業促進を図る。

区 分	給 付 内 容	令和4年度 支給状況
自立支援教育 訓練給付金	<p>経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座を受講後に支給する。</p> <p>対象講座</p> <p>① 雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ② 雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③ 雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座</p> <p>支給額</p> <p>【雇用保険非該当者】 対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円。下限1万2千1円。ただし、上記の③を受講する場合の上限は、修業年数×40万円（上限160万円。下限1万2千1円。）</p> <p>【雇用保険該当者】 上記金額から、雇用保険の教育訓練給付金の額を差し引いた額</p>	実績なし
高等職業訓練 促進給付金	<p>就職に有利な資格取得と経済的自立のため、カリキュラムが1年以上の養成機関で修業する場合に支給する。</p> <p>対象資格 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師等</p> <p>※令和4年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上の訓練を行うデジタル分野の民間資格等も対象となる</p> <p>支給期間 就業期間の全期間（上限48月）</p> <p>支給額</p> <p>市町村民税 非課税世帯 月額 100,000円 課税世帯 月額 70,500円</p> <p>※ なお、修業期間の最後の12か月は、支給額が月額4万円増額される</p>	実績なし
高等職業訓練 修了支援給付金	<p>養成機関の「修業開始日」及び「修了日」において一定の要件を満たす場合に、修業期間修了後支給する。</p> <p>支給額</p> <p>市町村民税 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円</p>	実績なし

※所得制限：児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあるもの

(4) 高卒認定試験合格支援給付金

高等学校卒業認定試験の合格を目指す場合において、対象講座の開始時と受講修了後に支給する。

対象講座	民間事業者などが実施する高卒認定試験対策講座 (高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は対象外)
支給額	<p>① 通学制、通学制と通信制併用の場合</p> <p>ア 高卒認定試験対策講座受講開始時 対象講座の受講料の4割相当額（上限20万円、下限4千1円）</p> <p>イ 高卒認定試験対策講座修了時 対象講座の受講料の1割相当額（アと合わせて上限25万円、下限4千1円）</p> <p>ウ 高卒認定試験合格時 対象講座の受講料の1割相当額（ア、イと合わせて上限30万円） （ウは受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に限る）</p> <p>② 通信制の場合</p> <p>ア 高卒認定試験対象講座受講開始時 対象講座の受講料の4割相当額（上限10万円、下限4千1円）</p> <p>イ 高卒認定試験対策講座修了時 対象講座の受講料の1割相当額（アと合わせて上限12万5千円、下限4千1円）</p> <p>ウ 高卒認定試験合格時 対象講座の受講料の1割相当額（ア、イと合わせて上限15万円） （ウは受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に限る）</p>

※所得制限：児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあるもの
令和4年度支給実績なし

(5) 児童扶養手当の支給

ア 支給要件

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで懐胎した児童
- (ケ) (ク)に該当するかどうか明らかでない児童
(孤児などで、母が懐胎した当時の事情が不明である児童)

イ 手当月額

区分	全部支給	一部支給
児童1人	44,140円	44,130円～10,410円
児童2人	54,560円	54,540円～15,620円
児童3人以降	6,250円加算	6,240円～3,130円加算

ウ 所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者資格者本人		孤児等の養育者・ 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

エ 支給時期

年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）

オ 支給要件別受給状況

（令和5年4月1日現在）（単位：人）

区分		設楽町	東栄町	豊根村	計
受給者数		17 (1)	8 (4)	2 (2)	27 (7)
支給要件別世帯数	離婚	15	7	2	24
	死別	-	-	-	-
	未婚	2	1	-	3
	障害者	-	-	-	-
	遺棄	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-

※受給者数の（ ）は、支給停止者数別掲

※要件別世帯数は、支給停止者を除いた数

※新城市については、自市で認定事務を行っている。

(6) 愛知県遺児手当の支給

ア 支給要件

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで懐胎した児童

イ 手当月額 (1人につき)

支給開始～3年目まで 4,350円

4年目～5年目 2,175円

ウ 所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の数	受給者資格者本人	孤児等の養育者・ 配偶者・扶養義務者
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000
4人	3,440,000	3,880,000
5人	3,820,000	4,260,000

エ 支給要件別受給状況

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

区 分		新城市	設楽町	東栄町	豊根村	計
受給者数		95 (14)	7 (0)	3 (2)	1 (1)	106 (17)
遺児数		166	10	10	3	189
支給要件別世帯数	離 婚	92	7	5	2	106
	死 別	-	-	-	-	-
	未 婚	16	-	-	-	16
	障害者	-	-	-	-	-
	遺 棄	-	-	-	-	-
	その他	0	-	-	-	-
	重 複	1	-	-	-	1

※受給者数の()は、支給停止者数別掲

※遺児数及び要件別世帯数は、支給停止者を含めた数

10 障害者（児）福祉

障害者（児）福祉施策は、戦後長らくは主に身体障害者福祉法（昭和20年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）を中心に、福祉の増進が図られてきた。

平成15年4月から支援費制度が導入され、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から障害者自らが福祉サービスを選択し、「契約」する仕組みに転換したが、利用者数増大や財源問題、障害種別間の格差、サービス水準の地域間格差など、新たな課題が生じることとなった。

平成18年10月、障害者自立支援法が施行された。障害種別にかかわらず必要なサービスを利用できるように利用の仕組みを一元化、施設・事業が再編され、市町村が一元的にサービスを提供することが明記された。

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者の範囲に難病等が追加された他、障害福祉サービス等の改正が行われた。

(1) 各手帳所持状況

ア 身体障害者手帳所持状況

(令和5年4月1日現在) (単位:人)

区 分	障 害 者 別 内 訳					合 計	18歳未満	18歳以上
	視 覚	聴 覚	音声・言語	肢体不自由	内 部			
新城市	84	97	22	803	700	1,706	16	1,690
設楽町	6	19	-	102	94	221	1	220
東栄町	20	3	2	76	63	164	1	163
豊根村	1	2	1	39	19	62	-	62
合 計	111	121	25	1,020	876	2,153	18	2,135

イ 療育手帳所持状況

(令和5年4月1日現在) (単位:人)

区 分	障 害 程 度 別 内 訳			合 計	18歳未満	18歳以上
	重度 (A判定)	中度 (B判定)	軽度 (C判定)			
新城市	145	138	147	430	106	324
設楽町	19	13	10	42	4	38
東栄町	18	9	13	40	8	32
豊根村	3	5	4	12	1	11
合 計	185	165	174	524	119	405

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持状況

(令和5年4月1日現在) (単位:人)

区 分	障 害 等 級 別 内 訳			合 計	18歳未満	18歳以上	【参考】自立支援医療（精神医療）受給者数
	1 級	2 級	3 級				
新城市	66	328	72	466	11	455	763
設楽町	14	32	6	52	-	52	49
東栄町	6	20	6	32	1	31	43
豊根村	3	11	1	15	-	15	11
合 計	89	391	85	565	12	553	866

(2) 特別児童扶養手当の支給

ア 支給要件

障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、その障害児の父母以外の者が障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者に対し支給する。

イ 手当月額 1級 53,700円、2級 35,760円

ウ 所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の数	受給者資格者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000

エ 受給状況

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

区分			新城市	設楽町	東栄町	豊根村	計	
受給者数			76 (4)	2 (1)	5 (-)	3 (-)	86 (5)	
支給対象障害児数	身体障害	外部障害	1級	3	-	-	-	3
			2級	-	-	1	-	1
		内部障害	1級	0	-	-	-	0
			2級	3	-	-	1	4
	精神障害	知的障害のみ	1級	26	2	2	1	31
			2級	27	1	1	-	29
		知的障害及び精神障害	1級	-	-	-	-	-
			2級	15	-	1	-	16
		精神障害のみ	1級	-	-	-	-	-
			2級	10	-	-	1	11
	重複障害		1級	-	-	-	-	-
			2級	-	-	-	-	-
計		1級	29	2	2	1	34	
		2級	55	1	3	2	61	

※受給者数の()は、支給停止者数別掲。

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給

ア 支給要件と手当額（月額）

（令和5年4月1日現在）（単位：円）

区 分		手 当 額		
		国手当	県手当	計
特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者（施設入所者、長期入院者を除く）	27,980	A種 6,850 B種 1,050	A種 34,830 B種 29,030
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の者（障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く）	15,220	A種 6,900 B種 1,150	A種 22,120 B種 16,370
経過的福祉手当	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれかも受給していない在宅の者（施設入所者を除く）〔障害の程度は、障害児福祉手当と同じ〕	15,220	A種 6,900 B種 1,150	A種 22,120 B種 16,370

イ 支給時期 年4回（5月、8月、11月、2月）

ウ 所得制限あり

【参考】A種…身体障害1～2級かつIQ35以下の合併

B種…身体障害1～2級又はIQ35以下

上記の国の手当受給者のうち、障害の程度及び内容に応じて県の手当を加算して支給する。

エ 受給者数

（令和5年4月1日現在）（単位：人）

	特別障害者手当				障害児福祉手当				経過的福祉手当			
	A種	B種	C種	計	A種	B種	C種	計	A種	B種	C種	計
新城市	8	26	-	34	8	10	-	18	-	1	-	1
北設楽郡	設楽町	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-
	東栄町	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	豊根村	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	2	-	4	1	-	-	1	-	-	-
合計	10	28	-	41	9	10	-	19	-	1	-	1

（注）新城市の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当認定事務は、新城市が行っている。

(4) 在宅重度障害者手当の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給者を除く在宅の重度障害者に支給。

ただし、平成 25 年 4 月 1 日の規則改正により、療養介護を行う病院に入院している者、病院又は診療所に継続して三ヶ月を超えて入院するに至った者及び刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者と、平成 20 年 4 月 1 日の規則改正により、65 歳以上になってから新たに障害者になった者は支給対象外となった。

ア 手当額 (月額)

(令和 5 年 4 月 1 日現在) (単位: 円)

障 害 の 区 分		手 当 額
1 種重度障害者	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500
2 種重度障害者	○1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有する者 ○知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ○3 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が 50 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,750

イ 支給時期 年 3 回 (4 月、8 月、12 月)

ウ 所得制限あり

エ 受給者数

(令和 5 年 4 月 1 日現在) (単位: 人)

市町村名	1 種	2 種				小 計	合 計
	身障 1・2 IQ35 以下	身障 1	身障 2	IQ35 以下	身障 3 IQ50 以下		
新城市	2 (-)	209 (5)	136 (4)	66 (3)	7 (-)	418 (12)	420 (12)
設楽町	- (-)	22 (-)	17 (-)	9 (-)	1 (-)	49 (-)	49 (-)
東栄町	- (-)	22 (-)	10 (1)	7 (-)	- (-)	39 (1)	39 (1)
豊根村	- (-)	4 (1)	5 (-)	1 (-)	- (-)	10 (1)	10 (1)
合 計	2 (-)	257 (6)	168 (5)	83 (3)	8 (-)	516 (14)	518 (14)

※ 受給者数の () は、支給停止者数別掲

(5) 心身障害者扶養共済制度

1~3 級の身体障害者又は知的障害者を扶養している保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡又は重度の障害となった場合に障害者に年金を支給する。

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

支 給 額	掛 金	1 口当たり 5,600 円~23,300 円 (平成 20 年度以降新規加入は、1 口当たり月 9,300 円~23,300 円) 2 口まで加入できる。
	給 付 金	年 金 (保護者が死亡した場合等に支給) 1 口当たり月額 20,000 円 弔慰金 (障害者が死亡した場合に支給) 1 口当たり 30,000 円~250,000 円 (加入期間により異なる。)
	脱退一時金	脱退者の加入期間により、1 口当たり 45,000 円~250,000 円
加入状況		設楽町 5 人 豊根村 1 人 (計 6 人)

(6) 障害保健福祉圏域会議

東三河北部障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、問題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行なうことを目的として「東三河北部障害保健福祉圏域会議」を開催している。

また障害保健福祉圏域会議の専門部会として、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた緊急事態の対応を図り、また入所施設や病院からの地域移行を進めることを目的とした「地域生活支援拠点等部会」及び圏域内にある障害福祉に関わる行政機関の課題検討を目的とした行政部会を開催している。

- 対象地域 新城市、北設楽郡
- 事務局 新城設楽福祉相談センター

《開催状況》

ア 東三河北部障害保健福祉圏域会議

日時	①令和4年10月17日(月) 午後1時30分～ ②令和5年3月2日(木) 午後1時30分～
場所	①②新城設楽総合庁舎 第1会議室
出席者	相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、市町村障害福祉担当職員、地域アドバイザー、保健所職員、教育事務所職員、福祉相談センター職員(計22名)
議題	①(1)地域生活支援拠点等事業の評価案について (2)成年後見支援センター機能創出に向けた進捗状況について (3)安心生活支援事業の共有使用に向けての取り組みについて (4)市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画における目標等について (5)児童発達支援センター設置に関する状況について (6)医療的ケア児に関する状況について (7)特別支援教育の対象となる児童の状況について ②(1)成年後見支援センター機能創出に向けた進捗状況について (2)医療的ケア児に関する状況について (3)東三河北部の特別支援教育について (4)地域生活支援拠点等事業の地域診断結果について ※地域生活支援拠点部会及び医療的ケア児協議の場を兼ねて開催した。

イ 行政部会

日時	①第1回 令和4年4月27日(水) 午後1時30分～ ②第2回 令和4年9月9日(金) 午後1時30分～ ③第3回 令和5年1月16日(月) 午後1時30分～
場所	①②③新城保健所 大会議室
出席者	市町村障害福祉担当職員、地域アドバイザー、保健所職員、福祉相談センター職員(計8名)
議題	①(1)成年後見支援センター機能創出に向けた取り組みの状況について (2)安心生活支援事業について (3)医療的ケア児に関する取り組みについて ②(1)第1回圏域会議の議題等について (2)成年後見支援センター機能創出に向けた取り組みの状況について (3)安心生活支援事業について ③(1)第2回圏域会議の議題等について (2)成年後見支援センター機能創出に向けた取り組みの状況について (3)安心生活支援事業について

(7) 障害福祉サービスの実績

(令和4年度)

サービス区分	サービス名	新城市	設楽町	東栄町	豊根村
訪問系サービス (単位：時間)	総利用時間数	17,626	348	170	229
	居宅介護	15,445	348	170	229
	重度訪問介護	-	-	-	-
	同行援護	755	-	-	-
	行動援護	1,426	-	-	-
	重度障害者等包括支援	-	-	-	-
日中活動系サービス (単位：人日)	生活介護	32,077	4,150	2666	935
	自立訓練（機能訓練）	13	-	-	-
	自立訓練（生活訓練）	1,006	34	2	-
	就労移行支援	1,924	-	244	106
	就労継続支援（A型）	4,282	324	262	-
	就労継続支援（B型）	23,043	1,515	2221	513
	就労定着支援	14	1	-	-
	福祉型短期入所	696	145	-	50
	医療型短期入所	24	7	-	-
	療養介護〈単位：人〉	7	1	1	-
居住系サービス (単位：人)	自立生活援助	-	-	-	-
	グループホーム	73	11	7	36
	施設入所支援	54	10	9	29
相談支援 (単位：人)	計画相談支援	412	36	31	34
	地域移行支援	2	-	-	-
	地域定着支援	11	-	-	-
障害児通所サービス (単位：人日)	児童発達支援	3,404	126	126	-
	医療型児童発達支援	28	-	-	-
	居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	-
	放課後等デイサービス	7,677	215	4	-
	保育所等訪問支援	2	-	-	-
障害児相談支援 (単位：人)	障害児相談支援	94	4	3	-

(注) 障害福祉課提供による数値

11 女性相談センター新城設楽駐在室

昭和 31 年に「売春防止法」が公布され、第 34 条に規定する婦人相談所として、婦人の保護更生に関する業務を行うことを目的として、昭和 32 年に愛知県女性相談センター及び新城設楽駐在室を始めとする各駐在室が設置された。

一方、平成 13 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）（通称「DV防止法」）」が公布され、平成 14 年 4 月から全面施行された。

その後、平成 16 年 12 月に加害者の定義の拡大、国・地方公共団体の役割強化等が図られた改正法が施行され、これにより暴力被害者である女性の保護をより一層円滑かつ効果的に実施するため、必要な相談等をより積極的に行うこととなった。

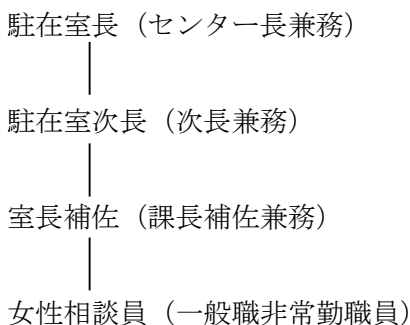
平成 20 年 1 月には市町村の役割強化や保護命令制度の拡充が図られ、さらに平成 26 年 1 月から法改正により法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

現在、女性相談員が 1 名配置され、管内 1 市 2 町 1 村を担当し、関係機関と緊密な連携をとり、来所（面接）相談、電話相談及び定例出張相談など日常生活を営む上での女性の諸問題について広く相談に応じている。

(1) 職員の配置状況

現職員数 3 名（兼務）、非常勤職員 1 名

(2) 組織図



(3) 業務

ア 福祉事務所、警察、民生委員等の関係機関と密接な連絡をとり、要保護女子及び被害者の早期発見に努めること。

イ 要保護女子及び被害者の面接調査及び相談指導にあたり、本人に最も適した処置を敏速かつ適確に実施すること。

ウ 売春防止法（昭和 31 年法律第 113 号）並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の趣旨の普及徹底に努めること。

エ その他一般女性の福祉昂揚のため必要な相談に応ずること。

(4) 相談内容別件数

(令和4年度) (単位: 件)

相談内容 (主 訴)		件 数			相談内容 (主 訴)		件 数			
		面接	電話	計			面接	電話	計	
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	6	1	7	住居問題		-	-	-
		薬物中毒・酒乱	-	-	-	帰住先なし		-	-	-
		離婚問題	4	1	5	経済 関係	生活困窮	-	-	-
		その他	-	-	-		借金・サラ金	-	-	-
	子 ど も	子どもの暴力	1	-	1		求職	-	-	-
		養育不能	-	-	-		その他	-	-	-
		その他	0	2	2	医療 関係	病気	-	-	-
	親 族	親の暴力	-	-	-		精神的問題	0	15	15
		その他の親族の暴力	-	-	-		妊娠・出産	-	-	-
		その他	0	1	1		その他	0	4	4
	交 際 相 手	生活本拠共の交際相手(含元)の暴力	-	-	-	不純異性交遊		-	-	-
		交際相手の暴力	-	-	-	売春強要		-	-	-
		同性間の交際相手の暴力	-	-	-	ヒモ・暴力団関係		-	-	-
		その他	-	-	-	5条関係		-	-	-
	家庭不和		-	-	-	人身取引		-	-	-
	その他の者の暴力		-	-	-	ストーカー		-	-	-
	男女問題		-	-	-	総 計		11	26	37
	その他		0	2	2					

(5) DV証明書及び保護命令手続き支援の状況

DV被害者に対し、住民基本台帳や年金事務所での年金番号の閲覧制限等の手続きのために必要な「DV相談証明書」の交付や、生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、DV被害者が裁判所に申し立てる「保護命令」に対する書類作成の支援を行っている。

令和4年度実績

DV証明書 1件 保護命令 0件

第3 児童育成課の業務

児童育成課は、児童相談所としての相談・指導、措置決定等の業務、並びに、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。

【児童相談の状況】

1 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のとおり相談種別に分けている。

相談種別		内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非行相談	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
育成相談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
その他の相談		家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上のいずれにも該当しない相談。

2 相談・指導等の状況

(1) 相談種類別受付件数

令和4年度の相談種類別・年齢別の相談受付件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	養護		保健相談	障害						非行		育成				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6
1歳	2	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	6
2歳	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	5
3歳	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	7
4歳	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	1	-	-	7
5歳	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	1	-	2	1	-	9
6歳	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	6	-	-	10
7歳	1	3	-	-	-	-	-	7	1	-	-	1	-	6	-	-	19
8歳	4	1	-	-	-	-	-	3	1	-	1	-	-	1	-	-	10
9歳	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	5	-	-	10
10歳	-	1	-	-	-	-	1	3	1	-	-	1	-	7	-	-	14
11歳	2	-	-	-	-	-	-	7	-	-	2	3	-	6	-	-	20
12歳	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	2	-	-	7
13歳	-	1	-	-	-	-	-	3	-	1	-	1	-	1	-	-	7
14歳	-	2	-	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-	1	-	-	9
15歳	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	1	-	-	5
16歳	2	1	-	-	-	-	1	4	-	-	-	1	-	1	-	-	10
17歳	1	1	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	8
18歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	19	21	-	-	-	-	4	63	3	1	3	10	-	41	3	1	169
新城市	19	18	-	-	-	-	3	56	3	-	3	9	-	37	3	1	152
設楽町	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4
東栄町	-	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	6
豊根村	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
管外	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	5
3年度	22	33	-	-	-	-	3	69	3	1	-	9	-	27	11	1	179
2年度	30	32	-	-	-	-	-	57	2	-	2	10	2	21	6	1	163
元年度	37	30	-	1	-	-	4	60	5	-	2	4	1	28	9	2	183

(2) 相談種類別対応件数

令和4年度の相談種類別対応件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

		面接指導			児童福祉司・市町村指導委託	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致※	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん										
養護	児童虐待相談	16	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	16
	その他の相談	16	4	1	-	-	-	-	-	-	/	-	2	23
保健相談		-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
障害	肢体不自由相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	視聴覚障害相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	言語発達障害等相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	重症心身障害相談	3	-	-	-	-	-	-	-	-	/	1	-	4
	知的障害相談	64	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	64
	発達障害相談	3	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	3
非行	ぐ犯行為等相談	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	触法行為等相談	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	3
育成	性格行動相談	9	1	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	10
	不登校相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	適性相談	41	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	41
	育児・しつけ相談	2	-	1	-	-	-	-	-	-	/	-	-	3
その他の相談		1	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	1
計		156	5	2	1	-	2	-	-	-	-	1	2	169

※：児童福祉法第27条第1項第4号によるもの

(注) 受付から対応の間に年度をまたぐ場合や1件の相談受付に対して複数の対応を採る場合等があるため、受付件数と対応件数は必ずしも一致しない。

(3) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

令和4年度に行った調査・診断等の件数は次の表のとおりである。

なお、計のうち292件が児童虐待相談に係るものである。

(単位：件)

調査・社会診断指導			医学的 診断 指導	心理診断指導					心理療法 ・カウ ンセ リング 等	計
児童	保護者	その他		知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・観 察・指導		
133	414	777	16	94	22	3	-	112	99	1,670

3 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第 33 条に基づき行うもので、一時保護所に入所させるか、児童福祉施設、里親などに保護を委託して行う。緊急の保護や、児童の行動観察、短期治療などを目的とする。

令和 4 年度は、3 件について、延べ 44 日の一時保護を行った。

(単位：件、日)

区分	養護		障害	非行	育成	計 (件数)	保 護 延日数
	児童虐待	その他					
一時保護所	-	2	-	-	-	2	42
委託保護	施設	1	-	-	-	1	2
	里親	-	-	-	-	-	-
	警察	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
計	-	3	-	-	-	3	44

4 児童福祉施設等への入所状況

令和 4 年度に里親等への委託・児童福祉施設等への入所措置決定（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項）、障害児入所給付費支給決定（児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項）、児童自立生活援助（児童福祉法第 33 条の 6）をした件数、及び、年度末現在の在籍児童数は、次の表のとおりである。

(単位：件、人)

	乳児院	児童養護 施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	里親・ ファミリ ーホーム	児童自立 生活援助 施設	障害児入所施設		指定医療 機関	計
							福祉型	医療型		
入所措 置等決 定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
年度末 在籍数	-	2	1	-	-	-	3	1	-	7

(注)障害児入所施設、指定医療機関については、上段は入所措置、下段は入所給付決定。

5 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい知識をもった家庭的な養育により健全に育てることを目的として、里親、ファミリーホームが推進されている。

(1) 里親への委託状況

当センターが児童を里親へ委託した状況は次の表のとおりである。

	令和 4 年度新規委託児童数	年度末現在委託中児童数
養育里親	-	-
（再掲）専門里親	-	-
親族里親	-	-
養子縁組希望里親	-	-
計	-	-

(2) 管内里親登録状況

当センター管内の里親登録状況、及び、当センター管内里親の里子受託状況は次の表のとおりである。

(単位：人)

		令和4年度新規 登録里親数	年度末現在 登録里親数	年度末現在 受託児童数
登録里親数・受託児童数		-	9	2
再 掲	養育里親	-	9	1
	(再掲)専門里親	-	-	-
	親族里親	-	-	-
	養子縁組希望里親	-	4	1

(注) 養育里親かつ養子縁組希望里親の複数の区分で登録されている里親がいる。

(3) 里親への支援

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流推進（サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業の実施や、里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童は積極的に里親委託を推進するように取り組んでいる。

なお、当センターでは登録里親数が少なく、里親会も東三河全域の組織となっているため、里親関連事業は東三河児童・障害者相談センターと共同で実施することもある。

(4) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

令和4年度現在において、当センターからファミリーホームに委託している事例はなく、また、当センター管内における本事業の実施もない。

6 児童措置費負担金徴収状況

施設入所措置を行った場合には、保護者（扶養義務者）にその負担能力に応じて費用の一部を負担させることとなっている。令和4年度の児童措置費負担金徴収の状況は次の表のとおりである。

(単位：人、件、円)

	調定			収入		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額
過年度分	5	42	478,800	3	5	64,200
現年度分	6	45	495,100	3	18	91,800
計	8	87	973,900	6	23	156,000

(注) 人数：すべて実人数

件数：負担金は月ごとに調定を行っており、その件数。

収入の件数：分納している場合の一部納入の分は含まない。

7 養護相談の状況

(1) 理由別対応件数

令和4年度に対応（前記2の(2)）した養護相談の理由別件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	-	-	-	-	-	-	-	-
里親委託	-	-	-	-	-	-	-	-
面接指導	1	-	-	-	16	19	1	37
その他	-	-	-	-	-	2	-	2
計	1	-	-	-	16	21	1	39
令和3年度	-	-	-	-	23	32	1	56
令和2年度	-	-	-	2	31	27	1	61
令和元年度	-	-	-	-	35	29	1	65

(2) 虐待相談の状況

(1)の虐待相談の状況は以下の表のとおりである。

ア 相談経路・虐待の種類

(単位：件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
児童相談所		-	-	1	-	1
福祉事務所		-	1	-	-	1
保健センター		-	-	-	-	-
保育所		-	-	-	-	-
児童福祉施設・指定医療機関		-	-	-	-	-
警察等		1	1	8	-	10
家庭裁判所		-	-	-	-	-
保健所		-	-	-	-	-
医療機関		-	-	-	-	-
幼稚園・学校・教育委員会等		-	-	-	-	-
児童委員		-	-	-	-	-
家族	虐待者本人	-	-	-	-	-
	虐待者以外	1	-	-	-	1
親戚		3	-	-	-	3
近隣・知人		-	-	-	-	-
児童本人		-	-	-	-	-
女性相談		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
計		5	2	9	-	16

イ 被虐待児の年齢・虐待の種類

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	-	-	4	-	4
3歳以上就学前	1	-	1	-	2
小学生	4	-	2	-	6
中学生	-	-	1	-	1
高校生その他	-	2	1	-	3
計	5	2	9	-	16

ウ 親権喪失等審判の請求等

令和4年度中に家庭裁判所に親権喪失等審判の請求、後見人選任の請求を行ったケースはなかった。

(3) 虐待対応関連事業

ア 虐待等児童問題関係機関連絡調整会議

かつてはあらゆる児童相談を児童相談所が対応することとされていたが、児相虐待相談の急増等を背景とした児童福祉法改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として明確化された。

当センターでは、関係機関の連絡調整等を行うため、管内の関係機関を構成員とする「新城設楽地域虐待等児童問題関係機関連絡調整会議」を設置している。

(ア) 市町村担当者会議

開 催 令和4年7月

参加機関 8機関

(イ) 関係機関連絡調整会議

開 催 令和5年2月

構成機関 18機関

イ 児童虐待対応弁護士、精神科医師、法医学専門医師

児童虐待の援助に当たっては、法律、医学の専門知識が必要であるため、愛知県では、児童虐待対応弁護士、児童虐待対応精神科医師、児童虐待対応法医学専門医師を設置して、援助に当たっての相談センター職員の相談や、現場での立会業務等の業務を行ってもらっている。

8 障害相談の状況

(1) 療育手帳の交付状況

療育手帳は、知的障害児(者)が一貫した支援を受けられるようにすること及び、各種の福祉制度手続きを円滑に行えるようにすることを目的とする障害者手帳制度で、当センターでは管内の知的障害児について交付等を行っている。

令和4年度に新規交付・再交付・再判定を行った件数、及び、年度末現在の管内の手帳所持児童数は次の表のとおりである。

(単位：件、人)

		A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
年度中	新規交付	2	1	13	16
	再交付	-	-	-	-
	再判定	12	9	13	34
	計	14	10	26	50
年度末現在手帳所持児童数		30	29	62	121

(2) 判定書、診断書等の発行状況

関係機関からの依頼や各種証明のため判定書等を発行しているが、令和4年度の状況は次の表のとおりである。

(単位：件)

特別児童 扶養手当	就園・就学	就労	障害福祉 サービス	その他	計
-	1	-	4	2	7

(3) 障害児等療育支援事業への援助

本事業は、障害児施設等が地域の障害児療育グループ等の支援を行うもので、当センター管内地域については、岩崎学園、豊橋あゆみ学園が受託実施している。令和4年度は、1件参加して援助を行った。

9 非行相談、育成相談の状況

非行相談は、当センター管轄地域の特徴もあって少ない。

また、不登校相談は、学校、教育委員会、教育事務所での施策の充実により、当センターへの相談は少なくなっている。

育成相談では、ことばの遅れの相談や、対人関係・社会性における発達上の問題に伴う性格行動についての相談が多い。

このような発達上の問題は保健センターが行う健診で発見される場合も多い。当センターでは、個別の相談に応ずる他に、保健センターが行う健診事後指導グループへの援助を行っており、令和4年度は新城市のグループに2回参加して援助を行った。

【障害者相談の状況】

18 歳以上の身体障害者・知的障害者に関する当センター管内地域の判定業務は東三河児童・障害者相談センターが所管している。

当センターにおいては相談のみを受けているが、福祉サービス等の決定は市町村が行っていることもあり（第2の10参照）、実際の相談の件数は多くはない。

障害者相談の状況 令和4年度（単位：件）

身体障害者	-
知的障害者	2

令和5年度版 **福祉行政のあらまし**

令和5年8月発行

発行 愛知県新城設楽福祉相談センター

〒441-1326 新城市字中野6-1

地域福祉課 0536-23-8051

児童育成課 0536-23-7366